

中百舌鳥キャンパス～大阪健康長寿医科学  
センター間  
通信回線利用契約  
調達仕様書

2026年4月  
公立大学法人大阪

## 1 本業務の背景と目的

公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が新設する大阪健康長寿医科学センター（以下「大阪長寿」という。2027年5月開院予定。）に対して、既存のキャンパスネットワーク（以下「キャンパスNW」という。）を拡張する計画を進めているところである。本調達では、そのキャンパスNW拡張に伴い中百舌鳥キャンパスと大阪長寿間を接続するネットワークの調達を目的としている。

## 2 調達範囲

### 2.1 サービス提供の範囲

下図表を対象に、ネットワーク及びネットワークを利用するための通信サービス（以下、「本通信サービス」という。）を提供すること（配線、各種調整等を含む）。

図表 2-1-1 調達範囲の通信拠点

通信元拠点	通信元拠点住所	通信先拠点	通信先拠点住所
中百舌鳥 キャンパス	堺市中区学園町 1-1	大阪健康長寿 医科学センター	大阪市住之江区東加賀屋 1 丁目

### 2.2 履行場所

履行場所は図表 2-2-1 に示す光ケーブル区間の始点と終点とする。

図表 2-2-1

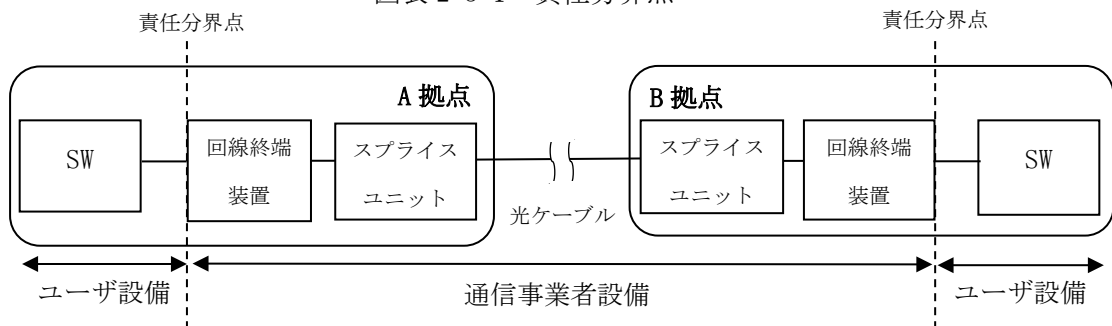
光ケーブル区間	
(自)	(至)
大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス (堺市中区学園町 1-1) 学術情報センター (C5 棟) 3F 主計算機室	大阪健康長寿医科学センター (大阪市住之江区東加賀屋 1 丁目) 病院・老健棟 2F サーバ室

### 2.3 責任分界点

受注者にて提供する回線終端装置のユーザ側インターフェイスまでを責任分界点とする。導入作業においては、法人が指定するラック等への配線及び回線終端装置の設置までを受注者の作業範囲として、回線終端装置への LAN ケーブルの接続は法人が委託する基盤ネットワークシステム構築事業者にて実施する。なお、本通信サービス導入に際して新規にスプライスユニット等が必要な場合、それらの導入・設置も受注者にて実施すること。

なお、大阪長寿も責任分界点は受注者にて提供する回線終端装置のユーザ側インターフェイスまでとするが、回線終端装置とスプライスユニットを接続するケーブルの接続は受注者にて実施すること。

図表 2-3-1 責任分界点



## 2.4 提出書類

工程毎の提出書類は、下図表の通りとする。スケジュールは、下図表の「納入時期」を目安とし、作成した提出書類について、法人の承認を得ること。

提出書類の様式は任意とするが、記載する内容については事前に法人と調整すること。納品形態及び部数は原則 Microsoft Office 2024 以上互換のソフトウェアで作成したものを紙で2部（拠点：中百舌鳥キャンパス、大阪長寿）、外付け記憶媒体に保存した電子データで1部を納入すること。

図表 2-4-1 提出書類一覧

項番	ドキュメント	概要	納入時期
1	業務実施計画書	本業務に係る実施計画（業務全体の体制、連絡経路、工程表、プロジェクト管理手法 等）を明示したもの	契約締結後 14 日以内
2	通信サービスネットワーク構成図	導入する通信サービス及び機器（付属品等も含む）のネットワーク構成を明示したもの ※提供業者として非公開の部分は除く	契約締結後 14 日以内
3	導入機器仕様書	導入した機器の仕様を明示したもの ※導入機器が使用する電源容量の一覧表を含む	契約締結後 1 ヶ月以内
4	導入計画書 導入作業体制表	導入作業等について、作業実施スケジュール、作業体制（作業担当者とその役割、保有資格、連絡先等）、作業（施工）方法、確認方法等を記載したもの。事前もしくは設置場所での機器等の環境設定作業、疎通確認手順、確認方法を記載したもの	回線開通予定日の 2 週間前まで
5	保守計画書及び 障害時連絡体制表 兼保守作業体制表	保守範囲、サポート内容・方法、保守体制等を記載したものであり運用保守時における障害・不具合対応のための受注者技術サ	回線開通予定日の 1 週間前まで

項番	ドキュメント	概要	納入時期
		ポートの対応窓口も明示したものの ※変更の都度、提出すること	
6	導入作業完了報告書及び疎通確認結果報告書	通信サービス提供のための作業等の完了及び疎通確認の結果を明示したもの ※施工箇所の写真及び図面の電子データでの納品を含む。なお図面については平面図だけではなく系統図も作成し、保守資料としても活用できるようにすること	回線開通後すみやかに
7	保守対応報告書	障害時対応報告、保守対応報告、保守作業対応履歴、各種情報提供等について記載したもの	サービス提供期間中の月に1回
8	業務報告書	本通信サービスの提供に係る業務の状況について記載したもの	サービス提供期間中の月に1回
9	議事録	本業務で実施する会議の議事を記載したもの	随時/会議後5営業日以内

### 3 スケジュール

#### 3.1 全体スケジュール

スケジュールについては現時点で下図表を想定している。

図表 3-1-1 導入スケジュール（案）

スケジュール	2026年												2027年											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月								
本業務		調達	契約	敷設工事						回線開通			運用開始											
(参考) 新医科学センター建設業務	建築工事																							
									★サーバ室完成			★竣工												

#### 3.2 導入作業期間

導入作業期間において、本通信サービスを提供するために必要な設計、事前調査、敷設作業・付帯作業、機器の搬入・設置、ケーブルの配線、疎通確認等を実施すること。

建築現場での工事を優先して日程を調整し敷設工事及び回線開通作業を実施すること。

#### 3.3 サービス提供期間

ネットワーク区間のサービス提供期間は「図表 5-1 サービス仕様」を参照すること。

#### 3.4 サービス提供期間の延長

サービス提供期間の延長は 1 ヶ月単位でできること。サービス提供期間を延長する場合もサービス提供に係る費用は従来月額単価以下とすること。

なお、サービス提供期間を延長する場合は、法人よりサービス提供終了日の 1 ヶ月前までに通知することとする。具体的な通知方法、サービス提供期間の延長に関する手続きについては、事業者決定後、法人と協議すること。

#### 3.5 支払方法

サービスを提供するために必要な導入作業に係る初期費用は、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「導入作業完了報告書及び疎通確認結果報告書」の提出・検収後、支払いを実施する。

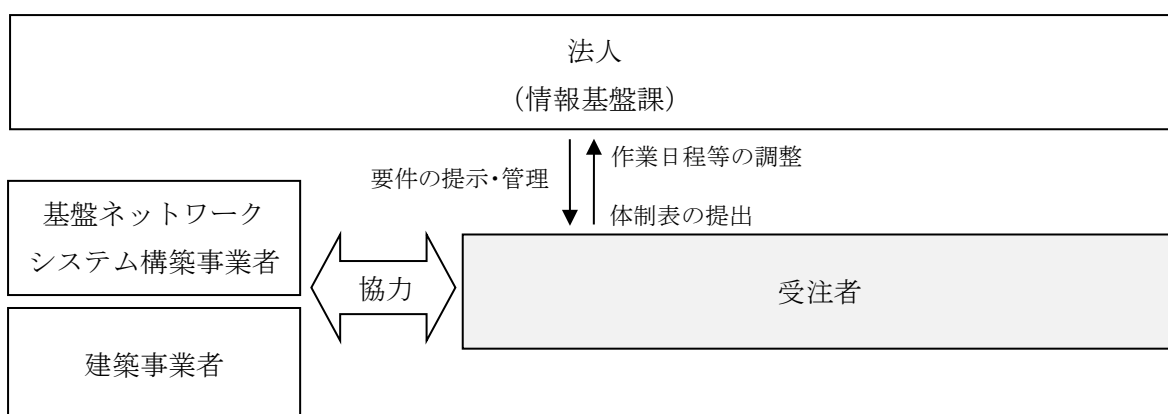
継続費用(サービス利用料)は、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「業務報告書」の提出・検収後、支払いを実施する。なお、原則月額払いとする。

#### 4 実施体制

通信サービスの提供及びその敷設工事及び回線開通作業、保守作業に関しては、下図表に示す体制にて実施することとする。

なお、導入に対する支援体制を「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「導入作業体制表」にて報告した上、導入期間中の問合せ対応等を行うこと。また、導入後の保守体制についても、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「障害時連絡体制表兼保守作業体制表」にて報告した上、サービス利用期間中の問合せ対応等を行うこと。

図表 4-1 実施体制



図表 4-2 関係者の概要・補足

関係者	概要・補足
法人	発注者のこと 公立大学法人大阪 本部事務機構 情報戦略部 情報基盤課
基盤ネットワークシステム構築事業者	法人の基盤ネットワークシステムを構築した事業者であり、構築後は同システムの保守も担当している。
建築事業者	大阪長寿の建築事業者のこと。 光ケーブルの敷設工事及び回線開通作業は建築中の大阪長寿にて実施する。大阪長寿側の作業等調整については建築事業者と調整を行い、現場の指示の下、作業をする必要がある。

## 5 サービス要件

利用する通信サービス、及び機器（回線終端装置及び付属品等）の仕様等は次の通りとするが、法人へ提供する通信サービスに伴って必要となる物品については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

(1) 調達する通信サービスの仕様を、以下の図表に示す。

図表 5-1 サービス仕様

回線区分	回線速度 (bps)	種別	回線終端装置のユーザ側 インターフェイスの イーサネット規格	サービス提供 開始日 (課金開始日)	サービス提供 終了日 (課金終了日)
イーサネット専用線	10G 2本	帯域保証	通信元拠点：10GBASE-SR 通信先拠点：10GBASE-SR	2027年1月1日	2031年12月31日

※回線開通は2026年10月～11月ごろを予定している。建築現場の進捗次第で敷設工事及び回線開通作業の日程が前後する可能性があり、後続の基盤システムネットワーク構築事業者の構築スケジュールにも関係するため、法人職員や建築事業者と密に連携して、柔軟に対応すること。

- (2) 受注者にて必要な回線終端装置を提供し、法人が用意するラック（19インチ規格）に設置すること。なお、回線終端装置を設置するためのラックスペースについて、中百舌鳥キャンパス及び大阪長寿に1Uずつを確保している。必要な電源設備についても法人から提供することとする。
- (3) 回線終端装置のユーザ側インターフェイスについては、オートネゴシエーション機能が有効であること。なお、回線速度が10Gのネットワーク区間のため、全二重通信固定でも可とする。また、ユーザ側インターフェイスのイーサネット規格は「図表5-1 サービス仕様」を参照すること。
- (4) 用意する回線終端装置等の機器については、本業務で導入したことが分かるようラベル等を用意し、貼付すること。具体的な方法については、法人と協議すること。
- (5) 本通信サービスではVLAN技術により論理分割したVLAN ID（IEEE802.1qプロトコルに準拠）を対向まで透過できること。

- (6) ネットワーク区間について、2回線を用いた冗長性を担保するために以下両方の機能を有すること。
- ① ネットワーク区間においてリンクアグリゲーションを構成するため、LACP(Link Aggregation Control Protocol)が対向まで透過できること
  - ② ネットワーク区間の障害発生時に自動切り替えを行うためのリンクパススルー(リンク断転送)機能を提供できること
- (7) 10Gの光ケーブルを2本敷設する予定であるが、冗長性の強化を図るため、拠点間のルートについては原則異ルートの構成とすること。ただし、拠点の引き込み点から各拠点内の回線終端装置設置箇所までの間、並びに局舎への引き込み点付近から局舎内の間について、既存の管路が建屋及びその周囲の環境により1ルートしか取りえないと法人が認める場合に限り同ルートであることを許容する。また同時被災を避けるため可能な限り通信局舎も別々となるように構成すること。また、中百舌鳥キャンパスについては建屋への引込位置も可能な限り2ルートに分けること。

## 6 構築役務要件

### 6.1 業務実施計画説明会

業務実施計画説明会を契約締結後 2 週間以内に実施すること。

「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「業務実施計画書」を基に本プロジェクトの体制や工程等の計画を報告するとともに、本通信サービスの詳細内容を説明すること。

### 6.2 協力体制

法人と基盤ネットワークシステム構築事業者の打合せに必要な応じて参加すること。

基盤ネットワークシステム構築事業者が行うネットワークの事前検証等に必要な応じて協力すること。

導入する機器や通信方式、運用保守サービス等の資料を必要な応じて提供すること。

### 6.3 プロジェクト体制

統括責任者を配置し作業実施体制を明確にすること。

### 6.4 コミュニケーション管理

受注者は本仕様書で明記する会議以外においても、必要な応じて、会議を主催すること。会議に必要な書類等を会議開催前までに作成し、事前に法人へ送付すること。会議終了後は、会議内容を取りまとめ、「図表 2-4-1 提出書類一覧」に定める「議事録」を法人へ提出し、その内容について承諾を得ること。

会議開催における法人職員の負担等を軽減するため、受注者にてコミュニケーションに必要なツール（Web 会議サービス 等）を提供すること。

### 6.5 敷設作業等

通信サービスの設計、敷設作業（事前調査、光ケーブル敷設の宅内工事等）、光ケーブル敷設に関する付帯作業（壁・天井の貫通、ダクト・モールの新設 等）を受注者で実施すること。

敷設作業に際しては、受注者にて事前調査（現地下見等）を行い、工事内容の詳細を確認し、法人職員及び大阪長寿の場合は建築事業者に作業内容を事前に報告し、作業内容の了承を取ること。

なお、作業の実施にあたっては、電気通信事業法、その他関連法規等を遵守すると共に、受注者の責任において円滑に進めること。

#### 6.6 敷設作業時間

中百舌鳥キャンパスでの作業は月曜日から金曜日まで（平日）9時～17時30分を実施すること。

大阪長寿での作業は建築中の現場での作業となるため、建築事業者の指示に従い対応すること。

#### 6.7 敷設作業等調整

作業に際しては事前に法人職員や建築事業者と日程調整を行うこと。

作業予定は、法人や建築現場の予定に合わせ計画の上、極力短時間で実施できるように配慮すること。

#### 6.8 疎通確認

疎通確認は図表 5-1 サービス仕様の※に記載の通りとする。疎通確認後、法人ネットワーク機器に対する設定変更等が生じた場合には、基盤ネットワークシステム構築事業者と協力し助言等の技術サポートを実施すること。なお、本件における窓口も必要に応じて設けること。

#### 6.9 問合せ

法人、または、基盤ネットワークシステム構築事業者からの問合せ等に対応すること。

#### 6.10 原状回復

本業務での作業において、仮設、移設したものは原状どおりに復旧すること。

#### 6.11 敷設作業に関する留意事項

法人職員の業務及び建築現場に影響を及ぼさない（騒音が発生しない等）ように十分注意すること。騒音の発生が避けられない作業を実施する場合は、法人業務の調整が必要な場合もあるため、1ヶ月以上前に法人に対して、報告・相談を行うこと。

設計、設定、運送、工事、設置・切替、納品、原状回復等の付随作業も含めて、導入に係る全ての作業に必要な費用は、受注者にて負担すること。

## 7 運用保守サービス要件

### 7.1 基本要件

受注者は、ネットワークが常に安定して稼働するように、対象ネットワークの保守作業を行うこと。保守作業にあたっては、基盤ネットワークシステム構築（保守）事業者との円滑な協力体制を実現すること。

### 7.2 保守内容

次の作業を受注者の責任において確実に実施すること。

なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても法人業務に影響を与えないよう、必要に応じて実施すること。

- (1) 本通信サービスを構成する全ての機器等についての運用、保守を行うこと。
- (2) アクセス回線を含め、全てのネットワークにおいて、常時監視を行うこと。なお、受注者が行う監視によって、法人が行う通信に影響を及ぼすことがないように設計すること。
- (3) 本通信サービスの障害発生時には、障害の原因究明・対応・復旧作業を行うとともに、法人に対して必要な連絡を実施すること。詳細は「7.9 障害管理」を参照すること。
- (4) 本通信サービスの拡張及び改善に対する法人からの相談に応じること。また、必要に応じて、本通信サービスに関する最新技術や関連通信サービスに関する最新情報を提供すること。
- (5) 本通信サービスで利用する機器等に脆弱性が発見された場合は、直ちに法人に連絡を行い、脆弱性対応等の必要性を協議の上、法人が指示する場合にはその対応作業を実施すること。なお、作業に伴い、対象拠点への入室調整やネットワーク停止が必要な場合は、作業日時の調整等を法人職員に対して実施すること。
- (6) ネットワークのメンテナンス等、特別な事由でネットワークが停止する場合は、原則として1か月以上前に法人職員へ連絡を行い、承諾を得ること。

### 7.3 運用保守体制

ネットワークサービスは24時間365日の稼働を前提としているため、障害発生時には休日、祝日、夜間等を問わず迅速な対応ができる運用保守体制を確立すること。

### 7.4 予備品・保守部品

受注者は、保守拠点に予備品・保守部品を用意する等により、オンサイトでの迅速な保守対応を実現すること。

#### 7.5 サービス提供時間

サービス提供時間は24時間365日とすること。

#### 7.6 問合せ受付時間

問合せ受付時間は24時間365日とすること。

#### 7.7 運用保守作業時間

提供サービスに影響を与えない時間に実施すること。なお、中百舌鳥キャンパス及び大阪長寿にて作業を実施する場合には、原則日中帯にて実施すること。

#### 7.8 問合せ

保守関連の問合せ窓口は1か所に集約することとし、法人、または、基盤ネットワークシステム構築（保守）事業者からの問合せ等に対応すること。

#### 7.9 障害管理

障害発生検知時には、30分以内に電話・メール等により法人職員に連絡し、1時間以内に障害復旧（原因究明・対応、復旧作業等）に係る対応を開始し、迅速な復旧措置を取れること。障害発生に係る法人から通報を受けた場合、原則として通報後1時間以内に適切な対応を開始し、復旧措置を取れること。

障害復旧に関する進捗管理や、関係者への各種調整を行うと共に、法人職員への定期報告も実施すること。

また、障害部位の特定を円滑に行うため、受注者は「2.3 責任分界点」に従い、本業務で導入する回線終端装置まで切り分け試験等を行い、ネットワークを含む不良部位の切り分け及び交換を行うとともに、必要に応じて疎通確認を行うこと。また、必要に応じて基盤ネットワークシステム構築（保守）事業者と連携をとり、障害部位の原因特定のための調査を行うこと。

障害復旧後、法人が必要と判断した場合には、障害報告書等を提出し報告すること。

障害が頻繁に発生する可能性があるものについては、予防処置を施すこと。

#### 7.10 廃止に伴う撤去作業

サービス提供期間終了後のネットワーク廃止の際には、機器等の撤去に関する作業を行うこと。なお、撤去に伴う費用は、受注者の負担とする。

#### 7.11 特記事項

契約期間中に法人から各種協力依頼があった場合には、可能な限り迅速に対応すること。

また、サービス提供期間前においても、疎通確認完了後は「7.2 保守内容」とおり運用、保守対応を行うこと。

## 8 その他

- (1) ネットワーク敷設等の際は、法人施設に損傷を与えないよう十分に注意をすること。
- (2) ネットワーク敷設等の際は、事前に法人と十分協議の上、実施すること。また、安全管理には特に注意すること。
- (3) 本通信サービスの提供を受けるに際して、法人から受注者への申込等が必要な場合は、契約締結後すみやかに対象の様式を提出すること。
- (4) ネットワーク敷設等に要する機器等の費用は受注者負担とするが、法人の故意又は過失による損傷については、法人の負担とする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は受注者と法人が双方協議してこれを決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。

## 9 担当者

大阪府大阪市城東区森之宮 2 丁目 1-1 3 2

公立大学法人大阪 本部事務機構 情報戦略部 情報基盤課

TEL : 06-6167-1100

Mail: gr-joho-construction@omu.ac.jp